

一 府憲より中止

六 元月より十一月の間の経過を、依りて報告せるに依りて

凡ての経過を、(子助王の旨)

質問に、何日経過の経過を、口答にて

十一月二日 (午前八時、午後六時)

前日の同十時、本部報告、経過を、口

山に、報告、本部長、理由、口答にて、其理由

(子助王の旨)

本部報告、口答にて、其理由、口答にて、其理由

口答にて、其理由

議事

一 同盟會の建設の件、口答にて、其理由

一 白土の青年部、口答にて、其理由

この形、口答にて、其理由、口答にて、其理由

議中、口答にて、其理由、口答にて、其理由

口答にて

一 府憲の令、口答にて、其理由

口答にて、其理由、口答にて、其理由

口答にて、其理由、口答にて、其理由

口答にて、其理由、口答にて、其理由

一 同盟會の建設の件、口答にて、其理由

一 府憲の令、口答にて、其理由